



発行 新潟県

第 15 号

令和5年2月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

4 新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築住宅課）

告 示

- 188 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 189 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 190 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 191 漁船損害等補償法による付保義務発生の同意の認定（水産課）
- 192 くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の一部改正（水産課）
- 193 換地処分（農地整備課）
- 194 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 195 宅地建物取引業者の事務所等の所在地を確知できない場合における告示（建築住宅課）

公 告

一般競争入札の実施（出納局会計検査課）

教育委員会公告

令和5年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による2次募集（義務教育課）

令和5年度県立特別支援学校幼稚部の欠員補充による2次募集（義務教育課）

公安委員会告示

20 新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正(情報管理課)

規 則

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月24日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第4号

新潟県建築士法施行細則の一部を改正する規則

新潟県建築士法施行細則（昭和26年新潟県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(免許の申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>(受験の申込み)</p> <p>第30条 2級建築士試験又は木造建築士試験（県指定試験機関が2級建築士試験事務又は木造建築士試験事務（以下「2級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第10号様式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申請前6月以内に、<u>脱帽して正面から撮影した</u>写真で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの</p> <p>2 (略)</p>	<p>(免許の申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、<u>上半身</u>、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼付しなければならない。</p> <p>(受験の申込み)</p> <p>第30条 2級建築士試験又は木造建築士試験（県指定試験機関が2級建築士試験事務又は木造建築士試験事務（以下「2級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、別記第10号様式による受験申込書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 申請前6月以内に、<u>脱帽して正面から上半身を写した</u>写真で、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和5年2月28日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第188号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和5年2月24日

新潟県知事 花角 英世

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三条市代官島字埋り田3169番1	田	925

- 2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理

機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年6月	5年	87,400 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和5年3月10日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第189号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和5年2月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
新潟市秋葉区古津二百苺1269番	田	641
新潟市秋葉区古津二百苺1272番1	田	515
新潟市秋葉区古津南郷1325番	田	462
新潟市秋葉区古津南郷1328番	田	456
新潟市秋葉区古津北郷2198番1	畑	1,051
新潟市秋葉区古津北郷2198番3	田	201
新潟市秋葉区古津北郷2198番6	田	138
新潟市秋葉区古津北郷2198番7	畑	85
新潟市秋葉区蒲ヶ沢二百苺2352番	田	257

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和5年5月	5年	17,010 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出者の氏名、及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表

者の氏名)

- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和5年3月10日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第190号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和5年2月24日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日				
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会						
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者名	主たる事務所の所在地
新潟県	桑原 一彦	もみ、玄米、小麦、大麦、大豆、そば	K152022001				
備考	略称『新潟県検査協会』 令和5年2月24日 農産物検査員1名の新規登録。検査員合計719名。						

◎新潟県告示第191号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の規定により、次の加入区について同条第2項の規定による届出を審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和5年2月24日

新潟県知事 花角 英世

漁協	加入区の名称	区域
佐渡	両津	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、住吉、原黒、吾潟、両津湊、両津夷、春日、加茂歌代、梅津(ただし、浜梅津、中屋敷の地区を除く)、両津夷新、両津福浦、願、北鶴島、真更川の区域
	赤泊	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川、蕨場、外山、上川茂、下川茂、松ヶ崎、多田の区域
	真野	佐渡市金丸、四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合、大須、静平、下黒山、真野、吉岡、真野大川、名古屋、国分寺、竹田、阿佛坊、田切須、大倉谷、大小、西三川、椿尾の区域
	小木	佐渡市小木町、小木木野浦、小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木、小木金田新田、羽茂小泊、羽茂亀脇、羽茂村山、羽茂滝平、羽茂大崎、羽茂飯岡、羽茂本郷、羽茂大橋、羽茂大石、羽茂三瀬の区域

	稲鯨	佐渡市相川一丁目、相川一丁目浜町、相川一丁目裏町、相川市町、相川石扣町、相川板町、相川六右衛門町、相川羽田村、相川羽田町、相川西坂町、相川濁川町、相川二丁目、相川二丁目浜町、相川二丁目新浜町、相川大床屋町、相川大間町、相川下戸町、相川下戸炭屋町、相川下戸浜町、相川下戸炭屋浜町、相川下戸炭屋裏町、相川下戸村、相川勘四郎町、上相川町、相川嘉左衛門町、相川上寺町、相川上京町、相川紙屋町、相川大工町、相川惣徳町、相川長坂町、相川中京町、相川中寺町、相川奈良町、相川馬町、相川弥十郎町、相川八百屋町、相川米屋町、相川小六町、相川五郎右衛門町、相川五郎左衛門町、相川小右衛門町、相川江戸沢町、相川四十物町、相川会津町、相川海士町、相川左門町、相川材木町、相川坂下町、相川三丁目、相川三丁目浜町、相川三丁目新浜町、相川北沢町、相川銀山町、相川夕白町、相川南沢町、相川味噌屋町、相川水金町、相川新五郎町、相川庄右衛門町、相川次助町、相川下寺町、相川下京町、相川新西坂町、相川塩屋町、相川新材木町、相川下山之神町、相川柴町、相川四丁目、相川四丁目浜町、相川新浜町、下相川、相川広間町、相川柄杓町、相川清右衛門町、相川諏訪町、相川炭屋町、相川鹿伏、相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷、二見、八幡、八幡新町、八幡町、河原田本町、河原田諏訪町、中原、鍛冶町、石田、上長木、下長木、長木、上矢馳、二宮、市野沢、真光寺、山田、青野、窪田、東大通、沢根五十里、沢根竈町、沢根炭屋町、沢根、沢根町の区域
	金泉北狄南部	佐渡市北狄、戸地、戸中、達者、小川の区域
羽吉浜	羽吉浜	佐渡市椿、羽吉、梅津浜梅津、梅津中屋敷の区域

◎新潟県告示第192号

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量（令和4年3月新潟県告示第351号）の一部を令和5年2月15日に次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定により準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年2月24日

新潟県知事 花角 英世

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
1	くろまぐろ（小型魚）	1	くろまぐろ（小型魚）
	知事管理区分	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>119.156</u> トン
2	くろまぐろ（大型魚）	2	くろまぐろ（大型魚）
	知事管理区分	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>68.628</u> トン
3～4	（略）	3～4	（略）

◎新潟県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、胎内市を地域とする県営区画整理（農地環境整備）事業須巻地区に係る換地処分をした。

令和5年2月24日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第194号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

令和5年2月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 令和5年1月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
佐藤住建
佐藤 順治
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字東中729-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-2）第25683号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和5年1月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和4年12月14日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
長勝建設株式会社
桑原 正光
 - 3 主たる営業所の所在地
南魚沼市畔地113
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-29）第8605号
 - 5 処分の内容 石工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和4年12月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年1月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社友建事業
阿部 泰介
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市富塚町1-1-25
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-4）第21639号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年1月11日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新貝工業株式会社
新貝 広太郎
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市柿崎区馬正面1153
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-2）第10399号

-
- 5 処分の内容 土木工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し及び管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年1月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社山さく
山崎 杉男
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字雪森40-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第45022号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年1月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
グローバルホーム株式会社
南雲 博文
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市寺島町626
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-3)第45089号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年1月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
ツチダ塗装株式会社
土田 和永
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市中沢4-387-16
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第6989号
 - 5 処分の内容 解体工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年1月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社インテリアサクライ
-

櫻井 誠

- 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区ときめき西1-1-27
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-2)第40104号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
令和5年1月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年1月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社三和長岡
野上 修佑
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市新産2-4-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-4)第42550号
 - 5 処分の内容 建築工事業、屋根工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年1月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
山口建築設計事務所
山口 勤
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市大島本町4-108-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第42825号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年1月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社インターシード
齋藤 正喜
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区五十嵐2-7-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第41576号
 - 5 処分の内容 建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 令和5年1月24日
-

-
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社武藤建設
武藤 浩
 - 3 主たる営業所の所在地
五泉市水島町10-27
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-31)第39539号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年1月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社栄信
田中 久美子
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字雪森645-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第39057号
 - 5 処分の内容 解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年1月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社佐野エンジニアリング
佐野 裕美
 - 3 主たる営業所の所在地
阿賀野市島田460
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-31)第43154号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 令和5年1月27日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社一鉄
小川 恵一
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市頸城区下吉1-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-1)第41180号
 - 5 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
令和5年1月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。
-

号に該当する。

◎新潟県告示第195号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地、又は宅地建物取引業者の所在（法人である場合は、その役員）を確知できないので、当該宅地建物取引業者（法人である場合は、その役員）は、令和5年3月27日までに新潟県土木部都市局建築住宅課にその所在を申し出てください。

なお、令和5年3月27日までに申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消します。

令和5年2月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 住所又は所在地
新潟市中央区紫竹山二丁目5番3号
- 2 商号又は名称、代表者の氏名
株式会社マイエステート
代表取締役 佐藤 由起男
- 3 免許年月日及び免許証番号
平成30年9月5日 新潟県知事(2)第5158号

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、令和5年度共同購入指定物品 コピー用紙の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年2月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
令和5年度共同購入指定物品
コピー用紙 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 入札方法
契約方式は一般競争入札による複数単価契約とする。相手方の決定に当たっては、各品目の単価に購入予定数量を乗じ、それらを合算した総価を用いる。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
 - (4) 本契約に係る発注、納入、請求業務等に確実に対応し得ると認められた者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課物品契約係
電話番号 025-280-5490
Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にとっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和5年4月6日(木) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

令和5年4月7日(金) 午前10時
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

落札価格の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和5年3月10日(金)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和5年3月27日(月)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 調達手続の停止

令和5年度新潟県一般会計予算が議決されなかった場合、本調達手続きについて停止の措置を行うことがある。

(10) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(11) 苦情申立て

本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たとき

から10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。

(12) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Items for joint purchase for 2023:

Copy paper [1] set

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. (Mon.) March 27, 2023

(3) Date of bid opening:

10:00 A.M. (Fri.) April 7, 2023

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

教育委員会公告

令和5年度県立特別支援学校高等部の欠員補充による2次募集について(公告)

令和5年4月県立特別支援学校高等部(高等特別支援学校を含む。)に入学の生徒の欠員補充による2次募集を、次により行う。

令和5年2月24日

新潟県教育委員会 教育長 佐野 哲郎

1 2次募集を行う学校と生徒数

県立新潟よつば学園(視覚障害)	普通科 8人 保健医療科 7人 専攻科医療科 6人
同(聴覚障害)	普通科 8人
同(知的障害)	普通学級 14人
県立長岡聾学校(聴覚障害)	産業技術科 6人 専攻科産業科 8人
同(知的障害)	普通学級 6人
県立江南高等特別支援学校	普通学級 16人
同 川岸分校	普通学級 12人
県立西蒲高等特別支援学校	職業学級 3人 普通学級 13人
県立川西高等特別支援学校	普通学級 8人
県立吉川高等特別支援学校	普通学級 9人
県立村上特別支援学校	普通学級 11人
県立新発田竹俣特別支援学校	普通学級 2人
県立駒林特別支援学校	普通学級 10人
県立五泉特別支援学校村松分校	普通学級 7人
県立月ヶ岡特別支援学校	普通学級 2人
同 見附分校	普通学級 5人
県立小出特別支援学校	普通学級 12人

県立はまなす特別支援学校	普通学級	16人
県立高田特別支援学校	普通学級	3人
同 白嶺分校	普通学級	5人
県立佐渡特別支援学校	普通学級	3人
県立東新潟特別支援学校	普通学級	6人
県立上越特別支援学校	普通学級	6人
県立吉田特別支援学校	普通学級	6人
県立柏崎特別支援学校	普通学級	4人

2 出願資格及び出願手続

1次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。新潟学区普通学級、五泉阿賀野学区普通学級、三条地区普通学級、高田学区普通学級については、欠員が生じた学校に直接出願する。

3 出願期間

令和5年3月6日(月)から3月13日(月)まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。(土・日曜日を除く。)

4 面接の期日

令和5年3月14日(火)

5 結果の発表

令和5年3月15日(水)に各学校において行う。

令和5年度県立特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)幼稚部の欠員補充による2次募集について(公告)

令和5年4月県立特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)幼稚部に入学の幼児の欠員補充による2次募集を、次により行う。

令和5年2月24日

新潟県教育委員会 教育長 佐野 哲郎

1 2次募集を行う学校と幼児数

県立新潟よつば学園(視覚障害)	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人
同(聴覚障害)	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人
県立長岡豊学校	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人
同 高田分校	3歳児学級	若干人
	4歳児学級	若干人
	5歳児学級	若干人

2 出願資格及び出願手続

1次選考における出願資格及び出願手続と同様とする。

3 出願期間

令和5年3月6日(月)から3月13日(月)まで、受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。(土・日曜日を除く。)

4 面接の期日

令和5年3月14日(火)

5 結果の発表

令和5年3月15日(水)に各学校において行う。

公安委員会告示

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月新潟県公安委員会告示第63号）の一部を次のように改正し、令和5年3月1日から施行する。

令和5年2月24日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>（申請者の確認のための措置）</p> <p>第5条 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（<u>第1号</u>において「申請部分」という。）に次の各号のいずれかに該当するものを用いて接続する措置とする。</p> <p>(1) <u>ワンタイムURL（申請部分をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるものをいう。）</u></p> <p>(2) <u>申請等を行う者ごとに付与された識別符号及び暗証符号</u></p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">法 令</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	法 令	規 定	(略)		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3	(略)	<p>（申請者の確認のための措置）</p> <p>第5条 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、別表第2の左欄に掲げる法令のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この項において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（<u>以下この項において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この項において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">法 令</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	法 令	規 定	(略)		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3	(略)
法 令	規 定												
(略)													
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3	(略)												
法 令	規 定												
(略)													
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3	(略)												

年国家公安委員会規則 第4号)		年国家公安委員会規則 第4号)	
遺失物法施行規則（平成19年 国家公安委員会規則第6号）	第26条、第28条第2項 及び第3項（第1号イ 及び第2号イを除く。）、 第31条第1項、 第32条、第33条第1項 並びに第41条		
(略)		(略)	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
法 令	規 定	法 令	規 定
(略)		(略)	
暴力団員による不当な 行為の防止等に関する 法律施行規則	(略)	暴力団員による不当な 行為の防止等に関する 法律施行規則	(略)
遺失物法施行規則	第26条、第28条第2項 及び第3項（第1号イ 及び第2号イを除く。）、 第31条第1項、 第32条、第33条第1項 並びに第41条		
(略)		(略)	